六の四　妊産婦緊急搬送入院加算の施設基準
　妊娠状態の異常が疑われる妊産婦の患者の受入れ及び緊急の分娩への対応につき十分な体制が整備されていること。
六の五　在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの
　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）第三の五の⑵に該当する在宅療養支援診療所及び第四の一の⑵に該当する在宅療養支援病院
七　診療録管理体制加算の施設基準
(1)　患者に対し診療情報の提供が現に行われていること。
(2)　診療記録の全てが保管及び管理されていること。
(3)　一名以上の専任の診療記録管理者の配置その他診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(4)　中央病歴管理室等、診療記録管理を行うにつき適切な施設及び設備を有していること。
(5)　入院患者について疾病統計及び退院時要約が作成されていること。
七の二　医師事務作業補助体制加算の施設基準
(1)　急性期医療を担う病院であること。
(2)　医師の事務作業を補助する体制がそれぞれの加算に応じて整備されていること。
(3)　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。
七の三　急性期看護補助体制加算の施設基準
(1)　25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上）の施設基準
イ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。
ロ　当該病棟において、看護補助者の最小必要数の五割以上が当該保険医療機関に看護補助者として勤務している者であること。
ハ　急性期医療を担う病院であること。
ニ　七対一入院基本料又は十対一入院基本料を算定する病棟であること。
ホ　看護必要度の基準を満たす患者を、七対一入院基本料を算定する病棟にあっては一割五分以上、十対一入院基本料を算定する病棟にあっては一割以上入院させる病棟であること。
ヘ　病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。
(2)　25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割未満）の施設基準
⑴のイ及びハからヘまでを満たすものであること。
(3)　50対1急性期看護補助体制加算の施設基準
イ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。
ロ　⑴のハからヘまでを満たすものであること。
(4)　75対1急性期看護補助体制加算の施設基準
イ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。
ロ　⑴のハからヘまでを満たすものであること。
(5)　夜間50対1急性期看護補助体制加算の施設基準
　当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。
(6)　夜間100対1急性期看護補助体制加算の施設基準
　当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。
(7)　看護職員夜間配置加算の施設基準
　当該病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十二又はその端数を増すごとに一以上であること。
七の四　乳幼児加算・幼児加算の注1及び注2に規定する基準
　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。
八　難病患者等入院診療加算に規定する疾患及び状態
　別表第六に掲げる疾患及び状態
九　特殊疾患入院施設管理加算の施設基準
(1)　重度の肢体不自由児（者）、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等を概ね七割以上入院させている一般病棟、精神病棟又は有床診療所（一般病床に限る。以下この号において同じ。）であること。
(2)　当該病棟又は当該有床診療所において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟又は当該有床診療所の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟又は当該有床診療所において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟又は当該有床診療所における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む二以上であることとする。
(3)　当該有床診療所において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該有床診療所の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該有床診療所において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該有床診療所における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
(4)　当該有床診療所において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
十　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の対象患者の状態等
(1)　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注1及び注2に規定する基準
　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。
(2)　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注1に規定する超重症の状態
イ　介助によらなければ座位が保持できず、かつ、人工呼吸器を使用する等特別の医学的管理が必要な状態が六月以上又は新生児期から継続している状態であること。
ロ　超重症児（者）の判定基準による判定スコアが二十五点以上であること。
(3)　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注2に規定する準超重症の状態
イ　超重症の状態に準ずる状態であること。
ロ　超重症児（者）の判定基準による判定スコアが十点以上であること。
十一　削除
十二　看護配置加算の施設基準
(1)　一般病棟入院基本料若しくは障害者施設等入院基本料の十五対一入院基本料又は結核病棟入院基本料若しくは精神病棟入院基本料の十五対一入院基本料、十八対一入院基本料若しくは二十対一入院基本料を算定する病棟であること。
(2)　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。